

産業環境委員会報告資料

令和4年6月29日

報告事項件名	頁
(1) 脱炭素ロードマップの検討状況について	2
(2) 資源持去り防止対策の実施結果について	4
(3) 家庭ごみ排出量及び資源化量、資源化率について	5
(4) プラスチック類の分別収集実施に向けた検討状況について	8
(5) 折りたたみ式ごみ収集ボックス「とりコン」の貸出状況および集積所の カラス被害対策について	12
(6) 持続可能な清掃事業体制の検討について	14
(7) ごみ屋敷対策及び落書き対策等の実施結果について	16
(8) 不法投棄対策の実施結果について	20
(9) 公害苦情相談と環境調査結果について	26
(10) アスベスト対策に関する区内施工業者へのアンケートの実施状況について	29

(環境部)

産業環境委員会報告資料

令和4年6月29日

件名	脱炭素ロードマップの検討状況について
所管部課名	環境部環境政策課
内容	<p>二酸化炭素排出実質ゼロに向けた具体策をまとめた「脱炭素ロードマップ」を2022（令和4）年度中に策定する。予定しているロードマップの構成と現在の区の状況、課題の分析について以下のとおり報告する。</p> <p>1 ロードマップの構成</p> <p>(1) 目的</p> <p>具体的なCO₂削減策と実施スケジュール、個別の施策による削減量と共に、2030年度までに区内のCO₂を46%以上削減するという目標の実現への道のりを見える化する。</p> <p>(2) 概要</p> <p>環境基本計画やCO₂排出実質ゼロ宣言等ロードマップ策定の経緯と、全体の事業実施スケジュールやそれに伴い削減するCO₂の量を示す。</p> <p>(3) ロードマップに示す施策の実行体制</p> <p>連携する関係機関の紹介と施策への関わりを示し、担当所管を含めた施策ごとの運営体制を体制図に表す。</p> <p>(4) 現状分析と課題</p> <p>区の特徴（強み、弱み）やCO₂排出量、エネルギー使用量、廃棄物量等の2013年度以降の推移および現在の取組を継続した場合の2030年度の推計値を表す。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 区全域における現状と課題・ 事業者としての足立区の現状と課題 <p>(5) 個別施策</p> <p>具体的な取組内容、過去実績、今後の取組に関する数値目標とCO₂削減推計量をわかりやすく示す。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 区民、事業者等団体への支援策・ 公共施設や公用車等事業者としての区の取組 <p>2 区の現状と課題</p> <p>これまでのCO₂排出量やエネルギー使用量等の実績や、削減に向けた取組状況と課題をまとめた（別添資料1～32ページ）。</p>

	<p>3 環境審議会における主な意見</p> <p>6月6日（月）開催の環境審議会に報告し、以下のような意見をいただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民の行動変容を促すことが最も重要である。行動変容につながる施策を充実させてほしい。 ・ ZEB化やペットボトルを扱わない自動販売機等、小規模でもいいので、区民が見えるところにわかりやすく区の率先行動を示してほしい。 ・ 足立区でCO₂排出量の割合が最も高い家庭部門への対策として、省エネ行動による家計へのメリットについてもPRしていくべき。 ・ ロードマップに足立区らしさや特性を表現するため、区のことをよく知る人や事業者の意見を反映させていくことが重要。
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>環境審議会でもいただいたご意見等を踏まえ、区民や区内事業者の行動変容促進につながる具体策等を検討し、ロードマップの策定を進めていく。</p>

産業環境委員会報告資料

令和4年6月29日

件名	資源持去り防止対策の実施結果について																																				
所管部課名	環境部ごみ減量推進課																																				
内容	<p>令和3年度の資源持去り防止対策の実施結果を以下のとおり報告する。</p> <p>1 資源持去り防止指導員によるパトロール（車両1台2人体制） 持ち去り行為を繰り返す者に対し、警告書や収集運搬禁止命令による行政指導や過料等を科す。 実施日時：月曜～土曜日・午前7時から11時まで。</p> <p>【資源持去り防止指導員によるパトロール実績】 単位：件</p> <table border="1" data-bbox="432 837 1441 1050"> <thead> <tr> <th></th> <th>注意等</th> <th>警告</th> <th>過料</th> <th>収集運搬禁止命令</th> <th>氏名等公表(※)</th> <th>罰金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,941</td> <td>1</td> <td>24</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2,488</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,739</td> <td>0</td> <td>36</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 氏名等公表は、区役所前掲示場及び区HPに、30日間掲載している。</p> <p>2 民間警備会社によるパトロール（車両1台2人体制） 持ち去り行為を発見した際に、注意喚起や条例周知、原状回復を促す。 実施日時：月曜～土曜日・午前4時から午前8時まで。</p> <p>【民間警備会社によるパトロール実績】 単位：件</p> <table border="1" data-bbox="432 1346 1254 1525"> <thead> <tr> <th></th> <th>口頭注意（資源持去り禁止条例周知チラシ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,577</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,635</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,821</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 資源持去りの状況について 持去り指導員のパトロールによる注意の件数は減ったものの、アルミ缶の売却価格の高騰等により、缶の持ち去り行為者に対する過料や、車両による持ち去りの行為者に対する収集運搬禁止命令の実績が増となった。 また、民間警備会社によるパトロールについては、持ち去りが集中する時間帯の臨時パトロール実施等の結果、令和2年度に比べ実績が増となった。</p>		注意等	警告	過料	収集運搬禁止命令	氏名等公表(※)	罰金	令和元年度	3,941	1	24	14	14	2	令和2年度	2,488	1	3	4	2	0	令和3年度	1,739	0	36	8	3	0		口頭注意（資源持去り禁止条例周知チラシ）	令和元年度	1,577	令和2年度	1,635	令和3年度	1,821
	注意等	警告	過料	収集運搬禁止命令	氏名等公表(※)	罰金																															
令和元年度	3,941	1	24	14	14	2																															
令和2年度	2,488	1	3	4	2	0																															
令和3年度	1,739	0	36	8	3	0																															
	口頭注意（資源持去り禁止条例周知チラシ）																																				
令和元年度	1,577																																				
令和2年度	1,635																																				
令和3年度	1,821																																				
問題点 今後の方針	資源持ち去り行為への取り締まりの要望は依然としてあるため、持去り指導員と民間警備会社を組み合わせる効果的にパトロールを実施していく。																																				

産業環境委員会報告資料

令和4年6月29日

件名	家庭ごみ排出量及び資源化量、資源化率について																										
所管部課名	環境部ごみ減量推進課、足立清掃事務所																										
内 容	<p>令和3年度のごみ量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）及び資源化量、資源化率について、以下のとおり報告する。</p> <p>依然としてコロナ禍の影響はあるものの、令和2年度と比較すると、家庭ごみ量及び資源回収量ともに減少した。</p>																										
	<p>1 家庭ごみ排出量【別紙1参照7頁】家庭ごみ排出量の推移 単位：t</p>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ごみ種別</th> <th>燃やすごみ</th> <th>燃やさないごみ</th> <th>粗大ごみ</th> <th>合計</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年度</td> <td>128,519</td> <td>3,607</td> <td>5,885</td> <td>138,012</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>125,141</td> <td>3,103</td> <td>5,755</td> <td>134,000</td> <td>△4,012</td> </tr> </tbody> </table>	ごみ種別	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	合計	増減	2年度	128,519	3,607	5,885	138,012	—	3年度	125,141	3,103	5,755	134,000	△4,012								
	ごみ種別	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	合計	増減																					
	2年度	128,519	3,607	5,885	138,012	—																					
	3年度	125,141	3,103	5,755	134,000	△4,012																					
	<p>※ ごみ量の中には、事業系有料ごみ処理券を貼付した事業系ごみを含む。</p>																										
	<p>2 資源回収量【別紙1参照7頁】資源化量及び資源化率の推移</p>																										
	<p>(1) 品目別 単位：t</p>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行政回収</th> <th>品目</th> <th>古紙</th> <th>びん</th> <th>缶</th> <th>ペットボトル</th> <th>食品トレイ</th> <th>合計</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2年度</td> <td>9,944</td> <td>4,887</td> <td>1,681</td> <td>2,862</td> <td>4</td> <td>19,377</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年度</td> <td>9,828</td> <td>4,740</td> <td>1,515</td> <td>2,944</td> <td>4</td> <td>19,031</td> <td>△346</td> </tr> </tbody> </table>	行政回収	品目	古紙	びん	缶	ペットボトル	食品トレイ	合計	増減		2年度	9,944	4,887	1,681	2,862	4	19,377	—		3年度	9,828	4,740	1,515	2,944	4	19,031
行政回収	品目	古紙	びん	缶	ペットボトル	食品トレイ	合計	増減																			
	2年度	9,944	4,887	1,681	2,862	4	19,377	—																			
	3年度	9,828	4,740	1,515	2,944	4	19,031	△346																			
<p>※ 食品トレイの分別収集は、千住常東地区のみ実施</p>																											
<p>単位：t</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>集団回収</th> <th>品目</th> <th>古紙</th> <th>びん</th> <th>缶</th> <th>古布</th> <th>合計</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2年度</td> <td>7,984</td> <td>1</td> <td>392</td> <td>102</td> <td>8,478</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年度</td> <td>7,688</td> <td>1</td> <td>383</td> <td>99</td> <td>8,171</td> <td>△307</td> </tr> </tbody> </table>	集団回収	品目	古紙	びん	缶	古布	合計	増減		2年度	7,984	1	392	102	8,478	—		3年度	7,688	1	383	99	8,171	△307			
集団回収	品目	古紙	びん	缶	古布	合計	増減																				
	2年度	7,984	1	392	102	8,478	—																				
	3年度	7,688	1	383	99	8,171	△307																				
<p>※ コロナ禍で集団回収活動が縮小されたため回収量が減となった。</p>																											
<p>(2) 行政回収量と集団回収量の合計 単位：t</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>行政回収量</th> <th>集団回収量</th> <th>合計</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年度</td> <td>19,377</td> <td>8,478</td> <td>27,856</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>19,031</td> <td>8,171</td> <td>27,202</td> <td>△654</td> </tr> </tbody> </table>		行政回収量	集団回収量	合計	増減	2年度	19,377	8,478	27,856	—	3年度	19,031	8,171	27,202	△654												
	行政回収量	集団回収量	合計	増減																							
2年度	19,377	8,478	27,856	—																							
3年度	19,031	8,171	27,202	△654																							

3 資源化率

(1) ごみ総量に対する資源化率

※ 資源化率＝資源化量÷ごみ総量

資源化量・・・資源行政・集団回収量＋燃やさないごみ・粗大ごみ資源化量
 ごみ総量・・・家庭ごみ排出量＋資源行政・集団回収量

・ 令和3年度目標値……………20.5% 単位：t

	ごみ総量	資源化量	資源化率
2年度	165,867	33,136	19.98%
3年度	161,202	31,896	19.79%

(2) 燃やさないごみの資源化率

・ 令和3年度目標値……………90% 単位：t

	回収量	資源化量	資源化率
2年度	3,607	3,267	90.6%
3年度	3,103	2,814	90.7%

※ 金属や小型家電類等を選別して資源化

(3) 粗大ごみの資源化率

・ 令和3年度目標値……………40% 単位：t

	回収量	資源化量	資源化率
2年度	5,885	2,013	34.2%
3年度	5,755	1,880	32.7%

※ 金属や木材、布団を選別して資源化

◎ 参考：1人一日当たりの家庭ごみ排出量の推移【別紙1参照7頁】

・ 令和3年度目標値……………500g 単位：g

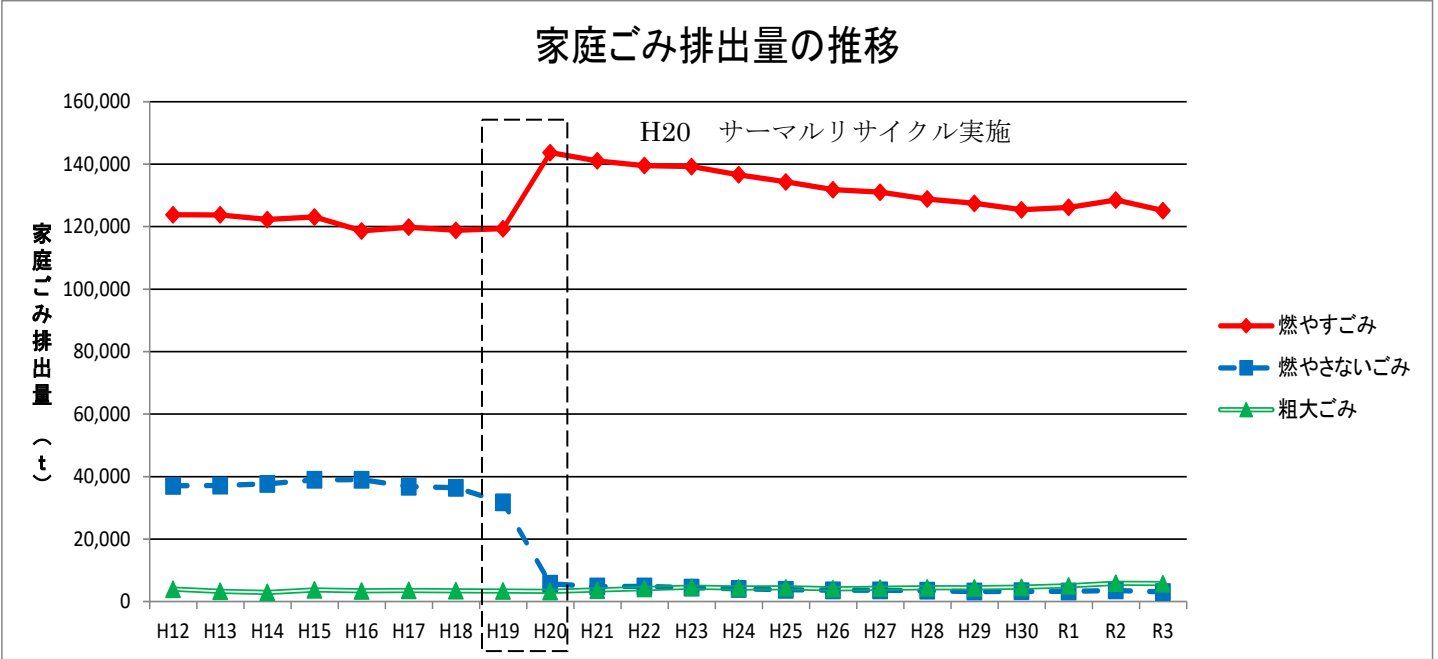
年度 項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	ごみ量	539.9	530.5	533.0	547.2

※ 各数値は端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

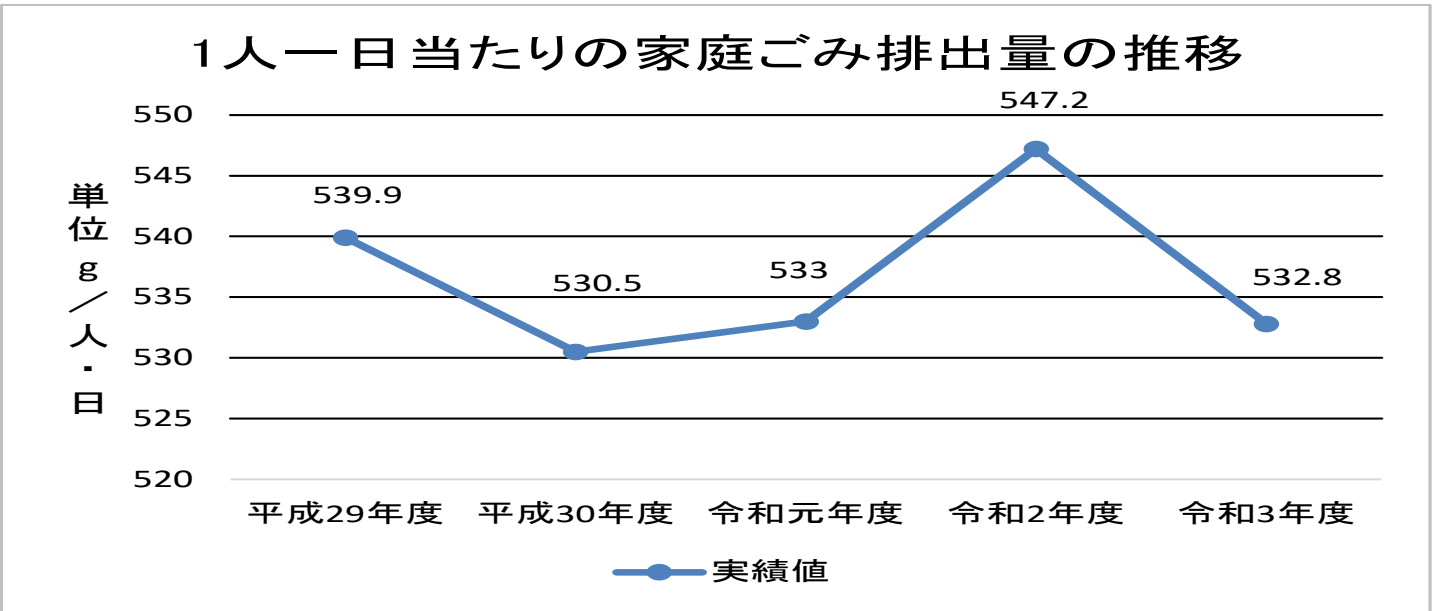
問題点
今後の方針

- 1 ごみ排出削減に向けた区民周知や分別指導等の取り組みを継続していく。
- 2 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、家庭から排出されるプラスチック類の資源化に向けた分別収集実施について検討していく。

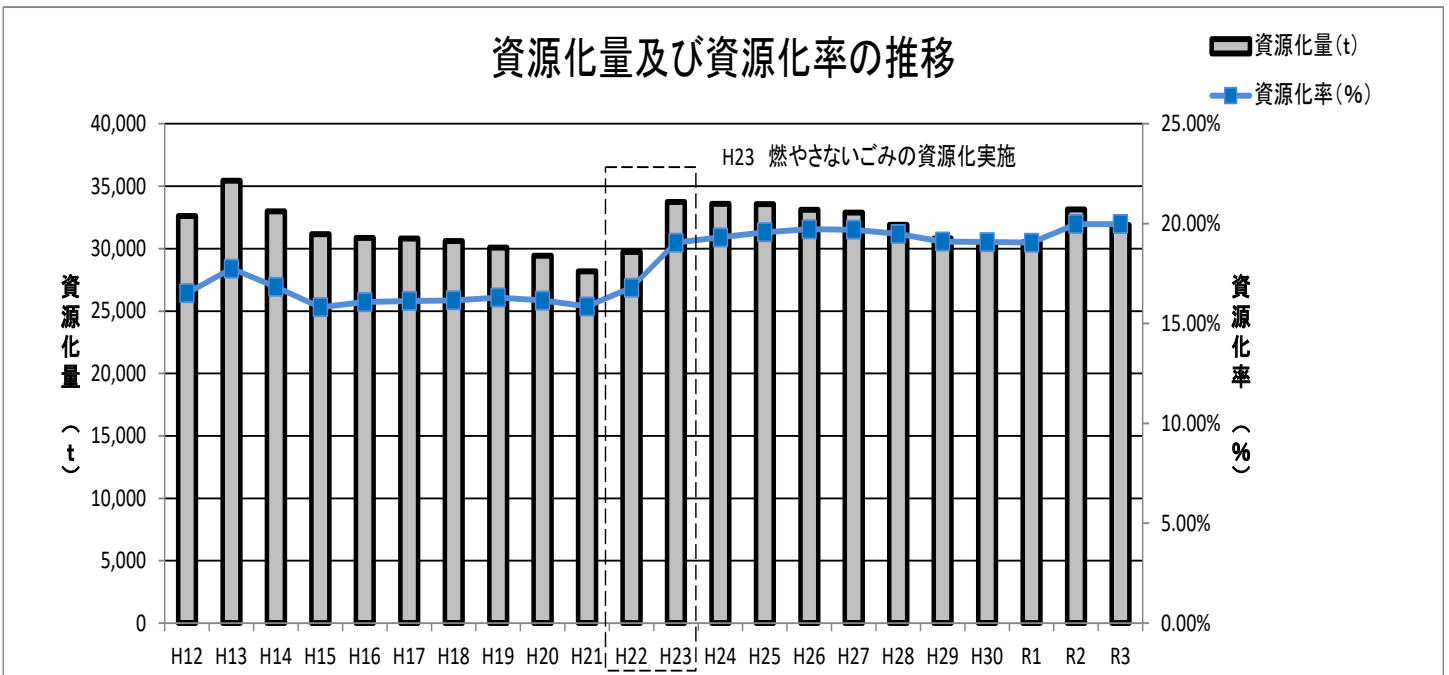
家庭ごみ排出量の推移



1人一日当たりの家庭ごみ排出量の推移



資源化量及び資源化率の推移



産業環境委員会報告資料

令和4年6月29日

件名	プラスチック類の分別収集実施に向けた検討状況について																					
所管部課名	環境部足立清掃事務所																					
内容	<p>家庭から排出されるプラスチック類の分別収集実施に向けた検討状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 分別するプラスチック類の対象について</p> <table border="1" data-bbox="416 651 1445 904"> <thead> <tr> <th>分別対象</th> <th>品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラスチック製容器包装</td> <td>シャンプーのボトル、菓子やパンの袋、食品トレイ等</td> </tr> <tr> <td>製品プラスチック</td> <td>ボウル、フォーク、歯ブラシ、ヘアブラシ、ハンガー等</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年4月1日施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、プラスチック製容器包装に製品プラスチックを加えた「全体プラスチック」の分別収集を、各自治体の努力義務としていること等から、分別対象を「全体プラスチック」とすることを中心に検討していく。</p> <p>【参考】令和3年度における23区の分別実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「全体プラスチック」を対象に実施 2区 ・ プラスチック製容器包装を対象に実施 10区 <p>2 プラスチック分別収集に係るプラスチック発生量等の推計【別紙2参照】</p> <p>燃やすごみの収集回収を週3回または週2回としたとき、それぞれ「全体プラスチック」を分別収集した場合の以下の項目について推計した。</p> <p>(1) プラスチックの発生量 (2) 収集運搬経費 (3) 資源化経費 (4) CO₂削減効果</p> <p>3 プラスチック分別収集等に関する経費比較</p> <p>(1) プラスチック分別収集に係る経費</p> <p>「全体プラスチック」を収集した場合 単位：千円</p> <table border="1" data-bbox="359 1783 1465 2011"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃やすごみの収集回数</th> <th colspan="3">プラスチック分別収集にかかる経費</th> </tr> <tr> <th>収集運搬経費</th> <th>資源化経費</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週3回</td> <td>283,712</td> <td>504,992</td> <td>788,704</td> </tr> <tr> <td>週2回</td> <td>458,304</td> <td>841,653</td> <td>1,299,957</td> </tr> </tbody> </table>	分別対象	品目	プラスチック製容器包装	シャンプーのボトル、菓子やパンの袋、食品トレイ等	製品プラスチック	ボウル、フォーク、歯ブラシ、ヘアブラシ、ハンガー等	燃やすごみの収集回数	プラスチック分別収集にかかる経費			収集運搬経費	資源化経費	合計	週3回	283,712	504,992	788,704	週2回	458,304	841,653	1,299,957
分別対象	品目																					
プラスチック製容器包装	シャンプーのボトル、菓子やパンの袋、食品トレイ等																					
製品プラスチック	ボウル、フォーク、歯ブラシ、ヘアブラシ、ハンガー等																					
燃やすごみの収集回数	プラスチック分別収集にかかる経費																					
	収集運搬経費	資源化経費	合計																			
週3回	283,712	504,992	788,704																			
週2回	458,304	841,653	1,299,957																			

(2) 燃やすごみの収集運搬とプラスチック分別収集に係る経費 単位：千円

燃やすごみの収集回数	燃やすごみ収集運搬経費	プラスチック分別収集に係る経費	合計
週3回	1, 188, 415	788, 704	1, 977, 119
週2回	938, 889	1, 299, 957	2, 238, 846

※ 燃やすごみの収集運搬経費には焼却や埋立等の処分経費を含まない

4 東京都のプラ製容器包装等・再資源化支援事業の活用について

プラスチック類の分別を実施する際には、事業経費に対する以下の都補助金（アとイとで合計4年間補助）を活用する。

ア 準備経費（期間：最長2年間）

分別収集実施に向けた調査委託費、分別方法等の普及啓発経費

【都の補助率】 1/2（補助上限額500万円）

イ 分別収集に係る収集運搬・中間処理経費（期間：最長3年間）

「全体プラスチック」を収集した場合の補助見込額 単位：千円

補助額	1年目 (1/2)	2年目 (1/3)	3年目 (1/4)	4年目以降
週3回	394, 352	262, 901	197, 176	0
週2回	448, 500	299, 000	224, 250	0

《算出方法》

補助単価「1, 300円」×総人口

@ 1, 300円×69万人=897, 000千円 (A)

または実費額のいずれか低い額 (B)

【燃やすごみ週3回の場合】

- ・ プラスチック分別収集に係る経費 788, 704千円 (B)
- 897, 000千円 (A) > 788, 704千円 (B)

【燃やすごみ週2回の場合】

- ・ プラスチック分別収集に係る経費 1, 299, 957千円 (B)
- 897, 000千円 (A) < 1, 299, 957千円 (B)

5 収集曜日の設定について【別紙3参照】

プラスチックの分別収集を実施するにあたり、収集曜日について燃やすごみの収集回収を週3回と週2回の2パターンを想定し、メリット・デメリットを比較検討した。

問題点
今後の方針

引き続き、プラスチック類の分別収集にかかる各課題に沿った検討を進め、進捗状況について随時報告していく。

プラスチック類の分別収集にかかる推計値一覧

別紙2

可燃ごみ 収集回数	対象プラスチック	プラスチック類の量				収集車両等		処理経費	CO2削減効果
		発生量 (t/年) (A)	協力度 (B)	推計回収量 (t/年) (C)	推計日量 (t/日) (D)	必要台数 (台/日) (E)	収集運搬経費 (円/年) (F)	資源化経費 (円/年) (G)	削減量 (t/年) (H)
週3回の 場合	プラスチック製 容器包装	17,864.20	15%	2,679.63	8.64	11	240,064,000 (△27,621,000)	433,296,171	3,939.05
	プラスチック製容器包装 +製品プラスチック	20,820.15	15%	3,123.02	10.07	13	283,712,000 (△27,621,000)	504,992,334	4,590.83
週2回の 場合	プラスチック製 容器包装	17,864.20	25%	4,466.05	14.4	18	392,832,000 (△55,242,000)	722,160,285	6,565.09
	プラスチック製容器包装 +製品プラスチック	20,820.15	25%	5,205.03	16.79	21	458,304,000 (△55,242,000)	841,653,351	7,651.39

【算定根拠】

項 目	算定式	備考
発生量 (t/年) (A)	R1組成調査結果×R2可燃ごみ量	【令和元年組成調査】プラスチック製容器包装 (13.9%) プラスチック製容器包装+製品プラスチック (16.2%) 【令和2年可燃実績】128,519.47t
協力度 (B)	他区の実績等より推計	【可燃ごみ収集回収】 週3回：15% 週2回：25%
推計回収量 (t/年) (C)	$C=A \times B$	発生量×協力度
推計日量 (t/日) (D)	$D=C/310$	年間作業日：310日
必要台数 (台/日) (E)	$E=D/0.4/2.0$	※小型プレス車のみ算定 積載：0.4t 能率：2.0
収集運搬経費 (円/年) (F)	R3雇上契約運賃×E×310×税	※小型プレス車のみ算定 50km運賃：47,000円 作業員付加金：17,000円 カック内は燃やすごみの減車台数にかかる経費
資源化経費 (円/年) (G)	処理単価×C×税	処理単価：147円 内訳：選別27円/kg、製品プラ58円/kg、圧縮35円/kg、残渣・保管2円/kg、 事務経費25円/kg
CO2削減量 (t/年) (H)	$H=C \times 1.47$	【東京都環境局引用】 焼却処理：1.92t リサイクル：0.45t プラスチック1tあたり1.47tのCO2削減効果

プラスチック分別収集を実施した場合の収集曜日（例：中央本町の場合）

別紙3

5月【燃やすごみ週3回の場合】

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

燃やすごみ： 燃やさないごみ： 資源： プラスチック：

【メリット】

- ・既存の収集曜日にプラスチックの収集曜日を設けるため、区民の混乱は少ない。
- ・ごみの排出機会が増えるため、区民サービスの低下にならない。

【デメリット】

- ・週5.5回の収集曜日があるため、集積所管理者の負担が増える。
- ・排出機会が増えるため、プラスチックの回収量は十分見込めない（燃やすごみへの混入）。

5月【燃やすごみ週2回の場合】

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

【メリット】


- ・燃やすごみの収集回数が減るため、ごみ減量やCO2削減効果大きい。
- ➔ 燃やすごみの収集運搬経費が週3回と比較し、2.5億円程度削減が見込まれる。
- ・プラスチックの回収量も増えることが期待される。
- ・週4.5回の収集曜日のため、現在と同様であり集積所管理の負担は変わらない。

【デメリット】

- ・収集曜日が大きく変更となるため、混乱が生じる可能性がある。
- ・燃やすごみの収集回数が減るため、区民サービスの低下と捉えられかねない。

産業環境委員会報告資料

令和4年6月29日

件名	折りたたみ式ごみ収集ボックス「とりコン」の貸出状況および集積所のカラス被害対策について																																																						
所管部課名	環境部足立清掃事務所																																																						
内容	<p>「とりコン」の貸出状況およびカラス被害対策について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和3年度の月別貸出数</p> <table border="1" data-bbox="389 725 1401 981"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>26</td> <td>53</td> <td>62</td> <td>79</td> <td>30</td> <td>41</td> <td>45</td> <td>47</td> <td>34</td> <td>18</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>479</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>26</td> <td>53</td> <td>38</td> <td>54</td> <td>31</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>19</td> <td>13</td> <td>47</td> <td>376</td> </tr> </tbody> </table> <p>開始当初（平成29年度）からの累計2,121件</p> <p>2 貸出地域の分布について（開始当初からの累計）</p>  <p>3 貸出の多い地域（開始当初からの累計）</p> <table border="1" data-bbox="395 1816 1414 1989"> <tbody> <tr> <td>1. 西伊興(184個)</td> <td>2. 古千谷本町(153個)</td> <td>3. 花畑(148個)</td> <td>4. 西新井(143個)</td> </tr> <tr> <td>5. 東和(127個)</td> <td>6. 西保木間(119個)</td> <td>7. 伊興(110個)</td> <td>8. 東伊興(87個)</td> </tr> <tr> <td>9. 舎人(71個)</td> <td>10. 入谷(68個)</td> <td>11. 竹の塚(67個)</td> <td>12. 谷在家(62個)</td> </tr> </tbody> </table>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和2年度	26	53	62	79	30	41	45	47	34	18	22	22	479	令和3年度	26	53	38	54	31	20	25	30	20	19	13	47	376	1. 西伊興(184個)	2. 古千谷本町(153個)	3. 花畑(148個)	4. 西新井(143個)	5. 東和(127個)	6. 西保木間(119個)	7. 伊興(110個)	8. 東伊興(87個)	9. 舎人(71個)	10. 入谷(68個)	11. 竹の塚(67個)	12. 谷在家(62個)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																										
令和2年度	26	53	62	79	30	41	45	47	34	18	22	22	479																																										
令和3年度	26	53	38	54	31	20	25	30	20	19	13	47	376																																										
1. 西伊興(184個)	2. 古千谷本町(153個)	3. 花畑(148個)	4. 西新井(143個)																																																				
5. 東和(127個)	6. 西保木間(119個)	7. 伊興(110個)	8. 東伊興(87個)																																																				
9. 舎人(71個)	10. 入谷(68個)	11. 竹の塚(67個)	12. 谷在家(62個)																																																				

4 新たなカラス被害対策の実施

狭小スペース等の理由により「とりコン」が設置できない集積所に次の対策を講じる。

- (1) カラス被害の多い集積所の原因を調査し、利用者とともに個別の対策を検討する。
- (2) 改良型防鳥ネットをメーカーとともに試作し、効果を調査のうえ導入を検討していく。
- (3) 特にカラス被害の多いエリアを一定期間、早朝に巡回し、散乱ごみの清掃や防鳥ネットからはみ出したごみの押し込み等を行う（モデル実施）。

【改良型防鳥ネットの例】

(おもりの縄を2重に回し、カラスがもぐりにくくしたもの)

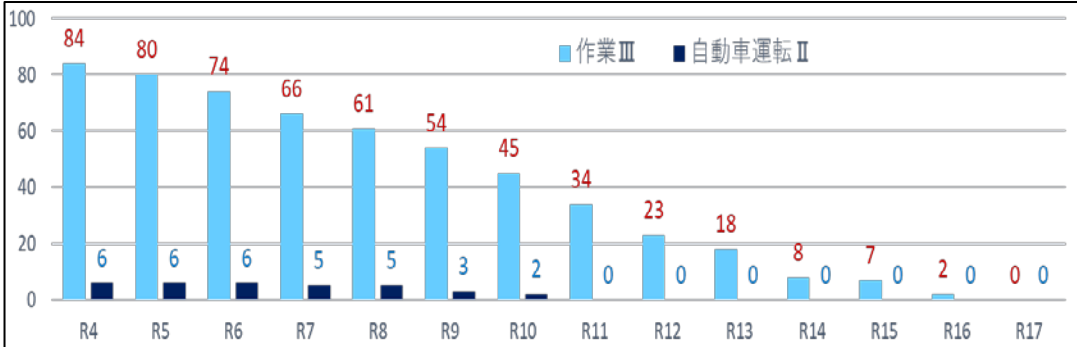


問題点
今後の方針

令和2、3年度は、コロナ禍の影響等により「とりコン」の貸出数が減少した。今後は積極的に利用をはたらきかけていくとともに、「とりコン」以外の物品について試作、効果検証のうえ導入を検討していく。

産業環境委員会報告資料

令和4年6月29日

件名	持続可能な清掃事業体制の検討について																																													
所管部課名	環境部足立清掃事務所																																													
内容	<p>清掃作業を担う区の現業職員（作業員および自動車運転手）については、退職不補充方針に基づき削減してきた。同時に、雇上会社への委託化や会計年度任用職員の採用、派遣職員の活用等により清掃事業を維持してきた。</p> <p>しかし、このまま現業職員が減少していくと以下の課題発生が予想されるため、今後も清掃事業を確実に持続していくための検討を行っていく。</p> <p>1 現業職員数の現状と今後の推移見込（60歳以下）</p> <p style="text-align: right;">単位：人</p>  <table border="1" data-bbox="400 920 1481 1265"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>作業員</th> <th>自動車運転手</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R4</td><td>84</td><td>6</td></tr> <tr><td>R5</td><td>80</td><td>6</td></tr> <tr><td>R6</td><td>74</td><td>6</td></tr> <tr><td>R7</td><td>66</td><td>5</td></tr> <tr><td>R8</td><td>61</td><td>5</td></tr> <tr><td>R9</td><td>54</td><td>3</td></tr> <tr><td>R10</td><td>45</td><td>2</td></tr> <tr><td>R11</td><td>34</td><td>0</td></tr> <tr><td>R12</td><td>23</td><td>0</td></tr> <tr><td>R13</td><td>18</td><td>0</td></tr> <tr><td>R14</td><td>8</td><td>0</td></tr> <tr><td>R15</td><td>7</td><td>0</td></tr> <tr><td>R16</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>R17</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度現在、60歳以下の作業員は84人、自動車運転手は6人である。 今後、60歳以下の作業員は令和17年度に、自動車運転手は令和11年度に0人となる見込みである。 <p>※ 平成12年度（東京都からの清掃事業移管時）は、作業員、自動車運転手合わせて415人だった。</p> <p>2 現業職員の減少に伴う課題</p> <p>(1) 雇上会社（50社）への今後の委託化について</p> <p>区と雇上会社との作業員の構成割合は数年来ほぼ5：5で続いてきた。このまま区の作業員総数が不足すると雇上会社の割合が高まるが、23区との覚書により雇上会社の比率を高めることは難しいため、ごみ収集業務に支障が出ることが予想される。</p>	年度	作業員	自動車運転手	R4	84	6	R5	80	6	R6	74	6	R7	66	5	R8	61	5	R9	54	3	R10	45	2	R11	34	0	R12	23	0	R13	18	0	R14	8	0	R15	7	0	R16	2	0	R17	0	0
年度	作業員	自動車運転手																																												
R4	84	6																																												
R5	80	6																																												
R6	74	6																																												
R7	66	5																																												
R8	61	5																																												
R9	54	3																																												
R10	45	2																																												
R11	34	0																																												
R12	23	0																																												
R13	18	0																																												
R14	8	0																																												
R15	7	0																																												
R16	2	0																																												
R17	0	0																																												

(2) 災害時の区内避難所におけるごみ収集業務について

避難所のごみ収集業務を確実に実施していくためには、委託のみでは必要な清掃車両および自動車運転手の確保が不透明であるため、区の車両を使用し、直営職員による収集が確実である。

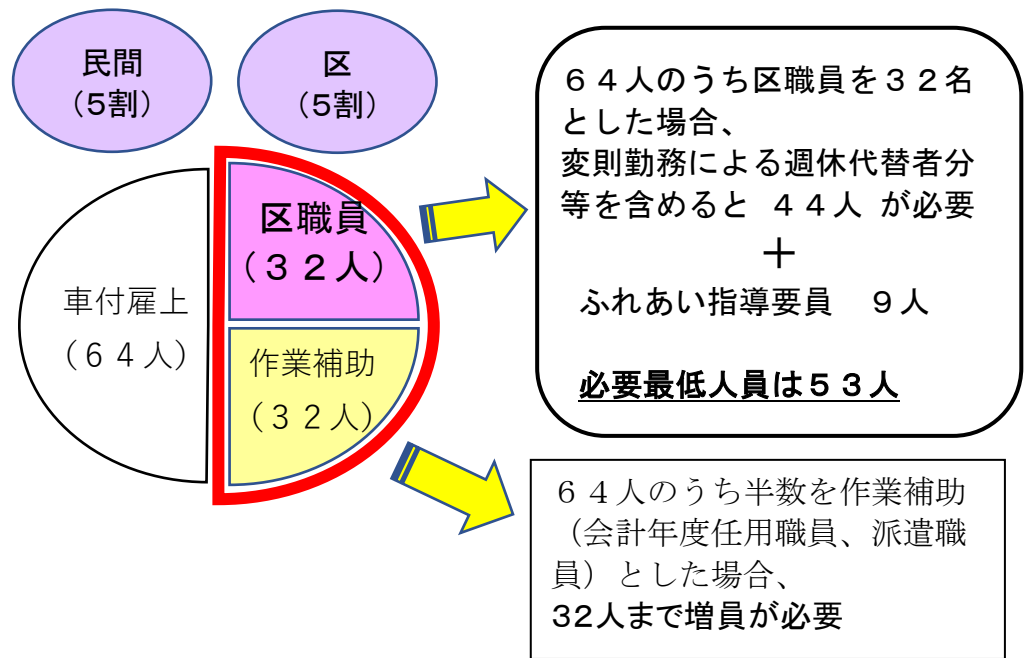
3 課題解決に向けた検討内容

区の現業職員（作業員および自動車運転手）の必要最低人員数を算出したうえで、採用も含め、持続可能な清掃事業に向けた職員体制について検討していく。

なお、これまで23区中18区が採用を行っており、令和4年4月には合計35名が採用された。

《必要最低人員数の算出イメージ》

- 作業員（委託を含む）
区全体の燃やすごみ収集に必要な1日当たり人員・・・128人



- 自動車運転手
区内避難所から排出されるごみの収集に必要な人員・・・7人

問題点
今後の方針

- 政策経営部等と協議のうえ、清掃事業の維持に必要な職員体制に係る検討を行っていく
- 60歳を超える高齢職員が担当する業務（現在は動物死体収集、戸別収集等）の見直しも併せて行っていく

産業環境委員会報告資料

令和4年6月29日

件名	ごみ屋敷対策及び落書き対策等の実施結果について																																																																											
所管部課名	環境部生活環境保全課																																																																											
内容	<p>令和3年度ごみ屋敷対策及び落書き対策等の結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 ごみ屋敷対策等の実施状況</p> <p>ごみ屋敷対策は、ごみ屋敷原因者への支援に重点を置き、福祉、介護等と連携しながら取り組みを進めている。現在、指導継続中のごみ屋敷対策事案は43件、勧告1件、調査中3件である。</p> <p>(1) 相談受付及び解決累計件数</p> <table border="1" data-bbox="395 864 1442 1323"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th></th> <th>ごみ屋敷</th> <th>樹木</th> <th>その他</th> <th>計</th> <th>累計 解決率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成24～ 令和2年度</td> <td>受付</td> <td>267件</td> <td>501件</td> <td>148件</td> <td>916件</td> <td rowspan="2">令和2年度末 92.6%</td> </tr> <tr> <td>解決</td> <td>221件</td> <td>482件</td> <td>145件</td> <td>848件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和3年度</td> <td>受付</td> <td>30件</td> <td>51件</td> <td>0件</td> <td>81件</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>解決</td> <td>29件</td> <td>52件</td> <td>0件</td> <td>81件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">累計</td> <td>受付</td> <td>297件</td> <td>552件</td> <td>148件</td> <td>997件</td> <td rowspan="2">令和3年度末 93.2%</td> </tr> <tr> <td>解決</td> <td>250件</td> <td>534件</td> <td>145件</td> <td>929件</td> </tr> <tr> <td>未解決 件数</td> <td></td> <td>47件</td> <td>18件</td> <td>3件</td> <td>68件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 現在の対策状況</p> <table border="1" data-bbox="472 1391 1327 1664"> <thead> <tr> <th></th> <th>ごみ屋敷</th> <th>樹木</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査中</td> <td>3件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>指導継続</td> <td>43件</td> <td>18件</td> <td>3件</td> <td>64件</td> </tr> <tr> <td>勧告</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47件</td> <td>18件</td> <td>3件</td> <td>68件</td> </tr> </tbody> </table> <p>ごみ屋敷の47件の状況は以下のとおりである。</p> <p>ア 調査中</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者が関わりを拒絶しており、接触に苦慮している 子育てに問題を抱えるなど世帯状況が安定していない 対象者に接触できていない <p>イ 指導継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年以上の長期化しているもの 37件 介入拒否、物への執着や精神疾患等により長期化している。 	年度		ごみ屋敷	樹木	その他	計	累計 解決率	平成24～ 令和2年度	受付	267件	501件	148件	916件	令和2年度末 92.6%	解決	221件	482件	145件	848件	令和3年度	受付	30件	51件	0件	81件		解決	29件	52件	0件	81件	累計	受付	297件	552件	148件	997件	令和3年度末 93.2%	解決	250件	534件	145件	929件	未解決 件数		47件	18件	3件	68件			ごみ屋敷	樹木	その他	合計	調査中	3件	0件	0件	3件	指導継続	43件	18件	3件	64件	勧告	1件	0件	0件	1件	合計	47件	18件	3件	68件
年度		ごみ屋敷	樹木	その他	計	累計 解決率																																																																						
平成24～ 令和2年度	受付	267件	501件	148件	916件	令和2年度末 92.6%																																																																						
	解決	221件	482件	145件	848件																																																																							
令和3年度	受付	30件	51件	0件	81件																																																																							
	解決	29件	52件	0件	81件																																																																							
累計	受付	297件	552件	148件	997件	令和3年度末 93.2%																																																																						
	解決	250件	534件	145件	929件																																																																							
未解決 件数		47件	18件	3件	68件																																																																							
	ごみ屋敷	樹木	その他	合計																																																																								
調査中	3件	0件	0件	3件																																																																								
指導継続	43件	18件	3件	64件																																																																								
勧告	1件	0件	0件	1件																																																																								
合計	47件	18件	3件	68件																																																																								

- ・ 1年以内の短期のもの 6件
介入拒否や精神疾患等により対応継続している。

ウ 勧告

所有者が変わり、解決に向かっている。

(3) ごみ屋敷の未解決案件について

現在、未解決になっているごみ屋敷47件についての原因別分類は以下のとおり（1つの事例に対し、原因が複数ある場合があり）である。

No.	原因	数	状況
1	介入拒否	20	・ 区との対話や支援を拒否
2	物への執着	16	・ ごみではなく価値のあるものと主張
3	精神疾患・発達障がい	15	・ 福祉など関係所管と連携して対応中
4	資力なし	7	・ 片付ける資力がないと主張
5	近隣トラブル	3	・ 近隣とトラブルがあり、片付けることについて拒否
6	土地建物等の権利問題	5	・ 相続人が複数おり、管理者と協議中 ・ 借家のごみ屋敷であるが賃貸借契約が不明瞭であり契約に基づいた解決ができない
7	認知症	2	・ 高齢福祉課と連携して対応中
8	所有者行方不明	1	・ 空き家所有者の所在が不明

※ 認知症および精神疾患・発達障がいについては、医師による診断があるものだけでなく、疑いのある場合も含んでいる。

(4) 未解決案件の今後の対応方針について

ごみ屋敷ごとに原因が複数あることから、それぞれのごみ屋敷に応じた対応を行う。

ア 早期対応・早期解決を目指すため、「ごみ屋敷対策嘱託医」の導入など新たな手法の導入。

イ 福祉など関係所管と連携し、再発させないため根本的解決。

ウ 資力のない世帯への条例に基づく金銭的支援。

エ ごみ屋敷対策係職員による定期的な訪問やごみ出し等の支援。

(5) 美観上問題のあるごみ屋敷事案

令和2年度に美観上問題のある案件34件を選定し、令和4年度までの3か年で重点的に取り組むこととしていた。

令和3年度に新たに美観上問題のある案件を選定したことやコロナ禍であること、対応困難ケースが多いことから期限を2か年伸ばし、令和6年度までに取り組むこととする。

美観上問題のあるごみ屋敷の状況

	新規受付件数	解決件数	未解決数
令和2年度	—	10件	24件
令和3年度	8件	8件	24件

(6) 解決に向けた対応状況

ア ごみ屋敷原因者との信頼関係を築くため、定期的な訪問など、継続した声かけを行っている。

- ・ 週に1度、定期的を訪問し、対象者との信頼関係を築いている。
- ・ 接触できない対象者に対し、夜間に訪問を試みている。

イ ごみ屋敷原因者の状況に応じ、関連する担当所管や親族と連携して片付けの説得を繰り返すなど、対応を行っている。

2 空き地の草刈対策の状況

空き地の適正管理（草刈）には自主草刈と委託利用がある。

- ・ 自主草刈 土地所有者自身が造園業者に委託し草刈りを行う。
- ・ 委託利用 土地所有者からの申し込みを受けて、区とあらかじめ委託契約を結んでいる造園業者が草刈りを実施し、要した費用を後日、土地所有者から区に納入する。

(1) 受付及び解決累計件数

年度		草刈(自主+委託)
平成24～ 令和2年度	受付	940件
	解決	933件
令和3年度	受付	122件
	解決	121件
累計	受付	1,062件
	解決	1,054件
未解決件数		8件
累計解決率		99.3%

(2) 未解決案件（8件）について

相続等により土地所有者の状況調査等に時間を要している。今後も継続して解決に向け取り組んでいく。

3 落書き対策の実施状況

落書き消去支援について、東京2020大会開催に向け粘り強く管理者を説得し、「落書きゼロ」を目指し取り組んできた。対応継続中の支援対象外の4箇所を管理する国、都や事業者には、落書きを消去するよう働きかけていく。

(1) 区内の落書き状況【令和3年度実績】

落書き箇所	受付状況	対応結果	
		消去済	対応継続中
個人敷地や 中小企業等	90件	87件	3件
区の管理施設	27件	27件	0件
国、都	61件	59件	2件
道路、鉄道、 電気事業者等	86件	84件	2件
計	264件	257件	7件

(2) 落書きの未解決案件について

落書きの対応継続中7件については、落書き消去を所有者が拒否している案件3件、管理している事業者へ対応依頼中である案件4件となっている。今後も継続して消去に向け、粘り強く取り組んでいく。

(3) 今後の方針

東京2020大会のレガシーとして「落書きゼロ」を目指し、区のイメージアップに寄与する取り組みを実施する。

ア 刑法犯発生状況を踏まえキャンペーンを実施するなど、重点箇所を設定し、落書きをすべて消去する。

イ 区民に通報を呼びかけ、新規の落書きを発見、消去するとともに、落書きをしない・させないための啓発について検討する。

4 情報発信について

「足立区モデル」のごみ屋敷対策をPRした。

- ・ 令和3年度は新聞・雑誌、テレビ等の取材 4件

問題点
今後の方針

周囲に影響のあるごみ屋敷については、令和4年度は関係所管との連携により、未解決案件24件のうち、8件の解決を目指して取り組む。

産業環境委員会報告資料

令和4年6月29日

件名	不法投棄対策の実施結果について																																																																																																												
所管部課名	環境部生活環境保全課、都市建設部駐輪場対策担当課																																																																																																												
内容	<p>令和3年度不法投棄対策の実施結果について以下のとおり報告する。</p> <p>1 不法投棄処理の状況</p> <p>「看板」「シール」「センサーライト」などの不法投棄防止物品の無償貸与事業や、不要自転車引取所の拡充等を行い、不法投棄処理個数は平成25年度以降、減少傾向となっている。</p> <p>(1) 令和3年度の不法投棄処理個数</p> <p>自転車とごみで不法投棄の大半を占めている。また、不法投棄物の処理個数は令和2年度に比べ15.7%減少した。</p> <p style="text-align: right;">単位：個</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内訳</th> <th>区道</th> <th>公園</th> <th>集積所</th> <th>私有地</th> <th>合計</th> <th>前年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車</td> <td>3,636</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>42</td> <td>3,688</td> <td>3,802</td> <td>-114</td> </tr> <tr> <td>ごみ</td> <td>763</td> <td>493</td> <td>1,569</td> <td>197</td> <td>3,022</td> <td>4,078</td> <td>-1,056</td> </tr> <tr> <td>家電</td> <td>54</td> <td>24</td> <td>322</td> <td>17</td> <td>417</td> <td>564</td> <td>-147</td> </tr> <tr> <td>バイク</td> <td>25</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>27</td> <td>47</td> <td>-20</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,478</td> <td>521</td> <td>1,897</td> <td>258</td> <td>7,154</td> <td>8,491</td> <td>-1,337 (-15.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 自転車の不法投棄のうち、約8割は駅周辺である。</p> <p>(2) 不法投棄年度別処理個数の推移</p> <p style="text-align: right;">単位：個</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■自転車</td> <td>8,484</td> <td>7,251</td> <td>6,240</td> <td>5,363</td> <td>5,080</td> <td>4,538</td> <td>4,502</td> <td>3,802</td> <td>3,688</td> </tr> <tr> <td>■バイク</td> <td>162</td> <td>131</td> <td>69</td> <td>54</td> <td>63</td> <td>33</td> <td>57</td> <td>47</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>■家電</td> <td>541</td> <td>427</td> <td>323</td> <td>211</td> <td>232</td> <td>435</td> <td>580</td> <td>564</td> <td>417</td> </tr> <tr> <td>□ごみ</td> <td>6,863</td> <td>5,787</td> <td>5,675</td> <td>5,465</td> <td>4,899</td> <td>4,969</td> <td>4,293</td> <td>4,078</td> <td>3,022</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16,050</td> <td>13,596</td> <td>12,307</td> <td>11,093</td> <td>10,274</td> <td>9,975</td> <td>9,432</td> <td>8,491</td> <td>7,154</td> </tr> </tbody> </table>	内訳	区道	公園	集積所	私有地	合計	前年度	増減	自転車	3,636	4	6	42	3,688	3,802	-114	ごみ	763	493	1,569	197	3,022	4,078	-1,056	家電	54	24	322	17	417	564	-147	バイク	25	0	0	2	27	47	-20	合計	4,478	521	1,897	258	7,154	8,491	-1,337 (-15.7%)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	■自転車	8,484	7,251	6,240	5,363	5,080	4,538	4,502	3,802	3,688	■バイク	162	131	69	54	63	33	57	47	27	■家電	541	427	323	211	232	435	580	564	417	□ごみ	6,863	5,787	5,675	5,465	4,899	4,969	4,293	4,078	3,022	合計	16,050	13,596	12,307	11,093	10,274	9,975	9,432	8,491	7,154
	内訳	区道	公園	集積所	私有地	合計	前年度	増減																																																																																																					
	自転車	3,636	4	6	42	3,688	3,802	-114																																																																																																					
	ごみ	763	493	1,569	197	3,022	4,078	-1,056																																																																																																					
	家電	54	24	322	17	417	564	-147																																																																																																					
	バイク	25	0	0	2	27	47	-20																																																																																																					
	合計	4,478	521	1,897	258	7,154	8,491	-1,337 (-15.7%)																																																																																																					
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																																			
	■自転車	8,484	7,251	6,240	5,363	5,080	4,538	4,502	3,802	3,688																																																																																																			
	■バイク	162	131	69	54	63	33	57	47	27																																																																																																			
■家電	541	427	323	211	232	435	580	564	417																																																																																																				
□ごみ	6,863	5,787	5,675	5,465	4,899	4,969	4,293	4,078	3,022																																																																																																				
合計	16,050	13,596	12,307	11,093	10,274	9,975	9,432	8,491	7,154																																																																																																				

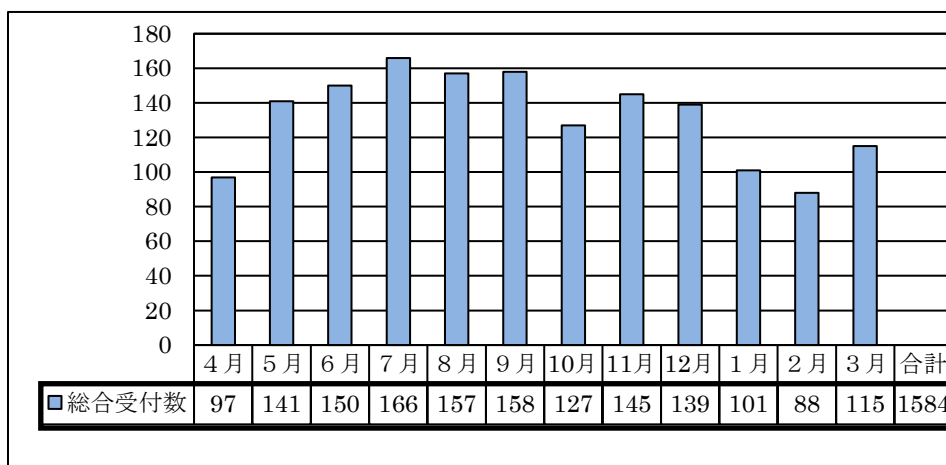
2 不法投棄総合窓口における受付結果

不法投棄通報協力員の増加及び不法投棄通報キャンペーン等の開催により、総合受付件数は令和2年度に比べ約10%増加し、年度ごとの受付件数も増加傾向となっている。

(1) 不法投棄総合窓口受付件数

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催特別企画 不法投棄一掃キャンペーン」を開催した夏期、及び「不法投棄強化月間」の年末に不法投棄の通報を多くいただいた。

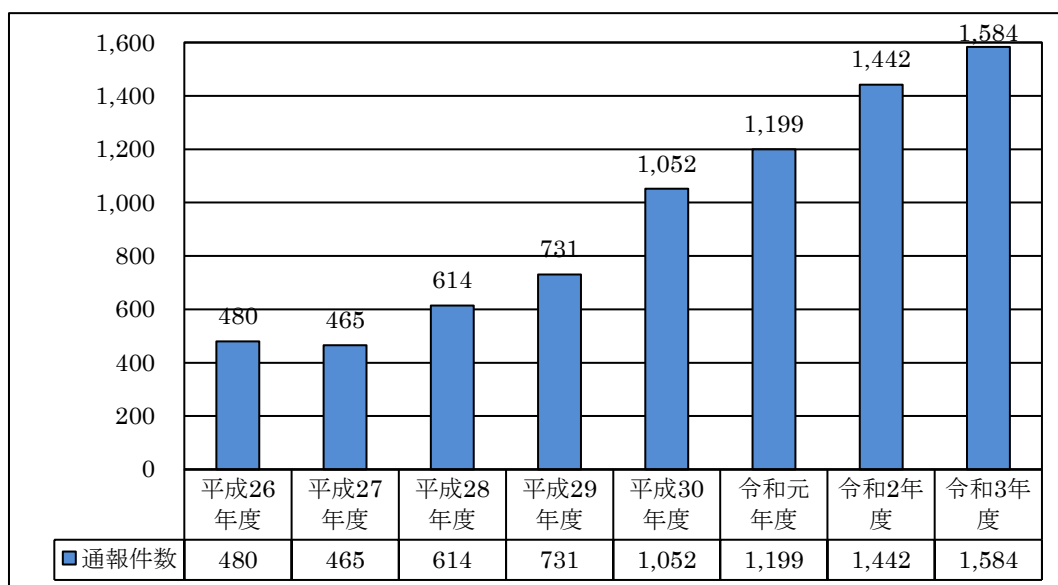
単位：件



(2) 不法投棄総合窓口受付年度別件数(平成26～令和3年度)

平成30年度以降、募集活動を行ってきた通報協力員の増加や、不法投棄防止強化月間における啓発活動に加え、不法投棄110番の設置により、不法投棄受付件数は増加傾向となっている。

単位：件

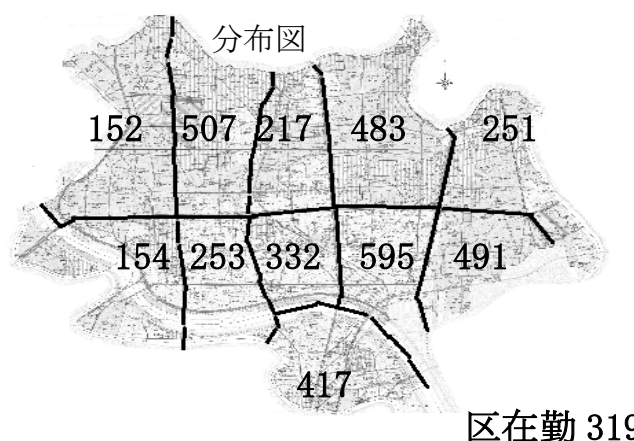


3 不法投棄通報協力員

企業への協力依頼やイベントにより、通報協力員募集の呼びかけを行った。通報協力員の登録者は、区内にバランスよく広がっている。

年 度	協力員数	備 考
平成30年度から令和2年度まで	3,530人	
令和3年度新規登録者数	641人	
計	4,171人	前年度比 18.2%増

※ 年間の通報回数が30回を超えるゴールド会員は8名。



4 不用自転車無料引取事業

平成26年4月1日から不法投棄対策の一環として、区内で発生する不用な自転車を無料で引き取る事業を行っている。

(1) 無料引き取り場の開設場所

区内4か所の移送所（中央本町、北綾瀬、竹の塚、扇）及び区営自転車駐車場9か所の全13か所において、無料引き取り場を開設している。

(2) 無料引き取り場の新設

区営自転車駐車場を受託管理している事業者と協議を行い、新たに日暮里・舎人ライナー沿線に無料引き取り場の開設を検討する。

(3) 無料引き取り場の周知について

区ホームページやSNSによる本制度の情報発信を行うとともに、例年秋に実施している駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の機会を捉えて本制度の周知と定着を図っていく。

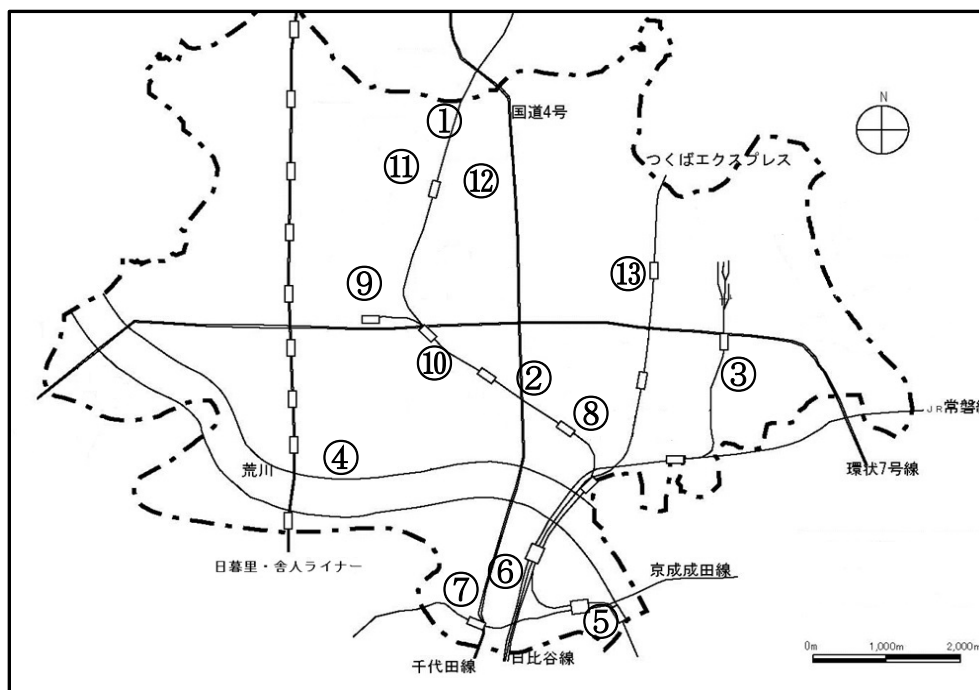
不用自転車無料引取台数の推移

単位：台

開設 時期	移送所				駐輪場									台数 合計
	H26	H26	H26	H26	H27	H29	H29	H29	H29	R1	R1	R1	R1	
位置 図 ※	① 竹の塚	② 中央本町	③ 北綾瀬	④ 扇	⑤ 関屋	⑥ 北千住南	⑦ 千住大橋	⑧ 五反野北	⑨ 大師前	⑩ 西新井	⑪ 竹の塚西	⑫ 竹の塚東	⑬ 六町	
H26	937	1,147	1,336	734	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,154
H27	1,025	989	1,178	694	662	—	—	—	—	—	—	—	—	4,548
H28	1,045	1,055	1,210	695	736	—	—	—	—	—	—	—	—	4,741
H29	1,064	1,027	1,285	662	364	397	311	336	—	—	—	—	—	5,446
H30	939	831	1,140	669	263	408	296	342	—	—	—	—	—	4,888
R1	1,096	867	1,465	692	368	430	318	306	222	167	91	155	—	6,177
R2	1,091	1094	1,794	789	387	495	470	347	511	445	214	349	—	7,986
R3	998	936	1,720	734	305	550	473	372	560	499	192	303	469	8,111

※ 割振番号①～⑬は、以下の【位置図】に対応する。

【位置図（不用自転車の無料引き取り場）】



5 不法投棄防止に向けた取り組み

(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催特別企画 不法投棄一掃キャンペーンの開催

きれいなまちでオリンピック・パラリンピックを迎えるとともに、安全安心なまちの実現のため、キャンペーンを開催した。また、広報、通報協力員マガジン、SNS等にてプレゼントキャンペーンの周知を行い、通報を促した。

実施期間・ 通報件数	通報件数		
	一般	協力員	合計
第一弾 5/10～7/21	197件	158件	355件
第二弾 7/23～9/5	126件	122件	248件
合計	323件	280件	603件



プレゼント
(エコレジバック)

(2) 年末不法投棄防止強化月間

11月1日から12月31日の期間中に庁有車（ごみ収集車含む）へのマグネットシート貼付や、横断幕・懸垂幕の掲示、不法投棄多発箇所のパトロールを行った。

また、啓発ポスターを区施設および町会・自治会の掲示板への掲示を依頼。ごみ収集車へのマグネットシートを活用した啓発活動を実施した。



(3) 令和3年度の「不法投棄防止物品無償貸与事業」について

物品の貸与数

物品名	貸与数
不法投棄防止看板	563枚
ポイ捨て禁止看板	258枚
防犯カメラ型センサーライト	189個
簡易型センサーライト	156個
合計	1,166個



(4) その他

集積所において不法投棄が多いことから、集積所において不法投棄への注意喚起および通報協力を呼びかける不法投棄防止看板の設置等を75件実施した。

問題点
今後の方針

不法投棄対策については、通報協力員との連携や情報発信等を積極的に行っていく。

産業環境委員会報告資料

令和4年6月29日

件名	公害苦情相談と環境調査結果について																																																								
所管部課名	環境部生活環境保全課																																																								
内 容	<p>1 公害苦情相談</p> <p>コロナ禍の影響による在宅時間の増加により、例年より多くなった。</p> <p>(1) 公害現象別受付件数</p> <p>令和2年度と同様に公害苦情受付件数は400件を超えた。また、騒音苦情が全体の過半を占めている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>騒音</th> <th>振動</th> <th>悪臭※1</th> <th>粉じん※2</th> <th>ばい煙※3</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 2</td> <td>277</td> <td>64</td> <td>35</td> <td>32</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>425</td> </tr> <tr> <td>R 3</td> <td>243</td> <td>63</td> <td>45</td> <td>42</td> <td>33</td> <td>11</td> <td>437</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>-34</td> <td>-1</td> <td>+10</td> <td>+10</td> <td>+20</td> <td>+7</td> <td>+12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 悪臭：飲食店や工場等からの不快な臭い ※2 粉じん：主に建設作業現場からの（砂）埃 ※3 ばい煙：野焼き（ごみ等の野外焼却）、公衆浴場、薪ストーブ等からの煙</p> <p>(2) 発生源別受付件数</p> <p>建設作業と一般の苦情が占める割合が高い。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>工場</th> <th>指定作業場※1</th> <th>建設作業※2</th> <th>一般※3</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 2</td> <td>40</td> <td>22</td> <td>205</td> <td>158</td> <td>425</td> </tr> <tr> <td>R 3</td> <td>51</td> <td>22</td> <td>211</td> <td>153</td> <td>437</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>+11</td> <td>±0</td> <td>+6</td> <td>-5</td> <td>+12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 指定作業場：産業廃棄物の積み替え保管施設やガソリンスタンド等に関する苦情 ※2 建設作業：解体・建設工事に関する苦情 ※3 一般：近隣関係トラブルやカラオケ店舗等への苦情</p>	年度	騒音	振動	悪臭※1	粉じん※2	ばい煙※3	その他	合計	R 2	277	64	35	32	13	4	425	R 3	243	63	45	42	33	11	437	増減	-34	-1	+10	+10	+20	+7	+12	年度	工場	指定作業場※1	建設作業※2	一般※3	合計	R 2	40	22	205	158	425	R 3	51	22	211	153	437	増減	+11	±0	+6	-5	+12
	年度	騒音	振動	悪臭※1	粉じん※2	ばい煙※3	その他	合計																																																	
	R 2	277	64	35	32	13	4	425																																																	
	R 3	243	63	45	42	33	11	437																																																	
	増減	-34	-1	+10	+10	+20	+7	+12																																																	
	年度	工場	指定作業場※1	建設作業※2	一般※3	合計																																																			
	R 2	40	22	205	158	425																																																			
	R 3	51	22	211	153	437																																																			
	増減	+11	±0	+6	-5	+12																																																			
	<p>2 環境調査結果</p> <p>環境調査で基準超過等はなく、良好な状態を維持している。</p> <p>(1) 大気調査</p> <p>ア 自動車排気ガス調査概要</p> <p>7地点で2回、それぞれ1週間測定を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査物質</td> <td>浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)、窒素酸化物(NO_x)</td> </tr> <tr> <td>調査地点</td> <td>首都高速中央環状線、環状七号線(3地点)、尾久橋通り、墨堤通り、補助140号線(全線開通前調査)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	調査物質	浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO ₂)、窒素酸化物(NO _x)	調査地点	首都高速中央環状線、環状七号線(3地点)、尾久橋通り、墨堤通り、補助140号線(全線開通前調査)																																																		
項目	内容																																																								
調査物質	浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO ₂)、窒素酸化物(NO _x)																																																								
調査地点	首都高速中央環状線、環状七号線(3地点)、尾久橋通り、墨堤通り、補助140号線(全線開通前調査)																																																								

イ 自動車排気ガス調査

道路区分	地点	道路	第1回 (5/22~28)		第2回 (11/26~12/2)		環境基準
			SPM (mg/m ³)	NO ₂ (ppm)	SPM (mg/m ³)	NO ₂ (ppm)	
高速道路	梅田一丁目	首都高速 中央環状線	0.017	0.018	0.014	0.022	SPM 0.100 mg/m ³ 以下
都道	新田二丁目	環状7号線	0.018	0.020	0.012	0.029	
	中央本町五丁目	環状7号線	0.020	0.026	0.013	0.029	
	大谷田三丁目	環状7号線	0.022	0.021	0.009	0.024	
	江北六丁目	尾久橋通り	0.017	0.018	0.011	0.026	NO ₂ 0.06ppm 以下
	千住桜木一丁目	墨堤通り	0.018	0.018	0.012	0.026	
	六町四丁目	補助140号線	0.017	0.018	0.012	0.022	

※ SPM(浮遊粒子状物質)：大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が10μm以下のもの、気管に入りやすく健康への影響がある。

※ NO₂(二酸化窒素)：自動車の排気ガスに含まれ、呼吸器に悪影響を与える。

(2) 環境大気中ダイオキシン類調査

夏・冬に1週間調査を実施。

測定値は環境基準を大きく下回っている状況が続いている。

単位：pg-TEQ/m³

年度	鹿浜	竹の塚	東和	環境基準
R2	0.023	0.018	0.016	0.6以下
R3	0.020	0.015	0.014	

(3) 一般大気環境中アスベスト調査

区内南花畑※において3日間調査を行った。

単位：本/リットル

年度	南花畑1	南花畑2
R2	0.087	0.12
R3	0.056	0.12

検出下限値：0.056本/リットル

※ 工場や工事現場、幹線道路等の影響がない近接している2地点(花保中学校屋上・花保小学校屋上)を選定
(環境省アスベストモニタリングマニュアルより)

(4) 自動車騒音常時監視結果

自動車騒音常時監視は、幹線道路沿いの住宅ごとの騒音レベルを推定し、環境基準を達成している戸数の割合を求める調査である。

区内の国道、都道、首都高速道路9区間を調査した。

夜間は環境基準値が低くなるため、達成率が昼より低くなる傾向がある。

環境基準達成率

年度	全対象戸数 (戸)	昼		夜	
		環境基準 達成戸数	達成率 %	環境基準 達成戸数	達成率 %
R 2	11,988	11,602	96.8	11,175	93.2
R 3	8,778	8,671	98.8	8,144	92.8

※ 年度毎に調査対象区間は異なる。

(5) 河川水質調査結果

毎年、区内8河川1用水11地点で年4回(4、7、10、1月)調査を行っている。区内河川の水質は、BOD:5mg/l以下、DO:5mg/l以上(年平均値)となっている。

下表は、綾瀬川・荒川の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)の年平均値である。

表 河川水質調査 年平均値(抜粋)

物質	BOD(mg/l)環境基準5以下		DO(mg/l)環境基準5以上	
	綾瀬川・内匠橋	荒川・鹿浜橋	綾瀬川・内匠橋	荒川・鹿浜橋
R 2	1.7	2.1	6.1	7.2
R 3	2.0	1.5	5.4	6.3

※1 生物化学的酸素要求量(BOD):水中の有機物を分解するのに必要な酸素の量、値が少ないほど水質がよい

※2 溶存酸素量(DO):水中に溶け込んでいる酸素の量、値が大きいほど水質がよい。

問題点
今後の方針

各調査の詳細については、環境事業データ集(令和3年度実績)として10月までにホームページに掲載する予定である。

産業環境委員会報告資料

令和4年6月29日

件名	アスベスト対策に関する区内施工業者へのアンケートの実施状況について														
所管部課名	環境部生活環境保全課														
内容	<p>令和4年5月から6月にかけて、区内施工業者に対して、アスベスト対策に関するアンケートを実施したので報告する。</p> <p>1 調査概要</p> <p>(1) 目的 大気汚染防止法の改正を受け、区内施工業者の法改正への対応状況を把握し、適切にアスベスト関連事業を推進するため。</p> <p>(2) 調査対象 令和4年4月時点で建設業の許可を有している事業者で、足立区内に事務所を有するもの（約2,700社）</p> <p>(3) 調査期間 令和4年5月10日（火）～6月30日（木） ※ 当初期限は5月27日までとしていたが、回答をより多く集めるため再通知を行い、期限を延長した。</p> <p>(4) 調査方法 アンケート【別紙4参照】を郵送し、インターネットまたはファクシミリで回答</p> <p>(5) 回答数（6月15日現在）</p> <table border="1" data-bbox="454 1411 1388 1579"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">回答数（回答率）</th> <th>回答割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">665件 (24.6%)</td> <td>インターネット</td> <td>245件</td> <td></td> <td>36.8%</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>420件</td> <td></td> <td>63.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 主な調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスベスト調査の有資格者の人数 ・ アスベスト規制法令の周知状況 ・ アスベスト対策に関する要望事項 			回答数（回答率）		回答割合	665件 (24.6%)	インターネット	245件		36.8%	ファクシミリ	420件		63.2%
		回答数（回答率）		回答割合											
665件 (24.6%)	インターネット	245件		36.8%											
	ファクシミリ	420件		63.2%											

2 回答内容（6月15日現在）

(1) 「元請業者になることがある」と回答した事業者（261社）のアスベスト調査の有資格者の状況

解体工事等に伴うアスベスト調査は、元請業者が行うことが定められている。なお、下請であれば資格は不要となる。

	内 容	回 答	備 考
1	すでに有資格者がいる	約26%	1社あたり 1～2名程度
2	有資格者の育成予定がある (1と重複あり)	約73%	
3	有資格者はおらず、育成予定もない	約17%	外部委託等で 対応する

(2) アスベスト関連の周知割合

	内 容	回 答	備 考
1	調査結果の報告など、アスベスト規制の内容を知っている	約43%	6項目の回答 平均値
2	区の資格者助成制度※を知っている	約5%	

※ 産業経済部所管の「産業技術・経営研修会助成金」

(3) 主な区への要望事項

	内 容	回答数	対応方針
1	調査・対策のマニュアルが欲しい	252件	質問が多い内容について、区HP、SNSでの説明を継続する。業界団体への周知も実施する。
2	区内で講習会を開催してほしい	233件	区主催による区内事業者向け講習会を、令和4年度の下半期から5年度上半期にかけて開催する。
3	アスベスト対策が必要なことを周知してほしい	215件	業界団体への説明を行うとともに、区HPやSNSで周知する

3 区内施工業者への資格取得の支援

(1) 有資格者の育成目標

令和5年10月から、元請業者に有資格者による事前調査が義務化される。アンケートにより、今後の区内事業者の有資格者育成が必要な事業者数は599社と推計されることから、有資格者育成の目標人数を600人とする。

内 容	割合	事業者数
元請になることがある	約1,050社※	
すでに有資格者がいる	26%	273社
有資格者は必要ない (調査の外注など)	17%	178社
有資格者の育成が必要	57%	599社

※ 施工業者のうち元請になる割合 261社/665社≒39%
元請になる区内施工業者 2,700社×39%≒1,050社

(2) 資格取得に対する区の支援

昨年度実施した区内工事関係団体への説明会や、今回実施したアンケートで、講習会の開催や講習費用の助成について要望が寄せられた。区の支援について以下に示す。

担当所管	助成・支援の内容
産業経済部	「産業技術・経営研修会助成金」 区内中小企業（個人事業主含む）の従業員等の研修、講習費用の2分の1（上限5万円）を助成する。
環 境 部	区内施工業者向けの講習会を、令和5年10月までに複数回開催する。本講習会の費用の2分の1を、区が受講者に助成する予定である。※

※ 助成に必要な経費は令和4年度9月補正に計上予定であり、同補正予算が議決を得られた際には、速やかに講習機関との交渉や開催場所の選定に着手する。

問 題 点
今後の方針

引き続き、区内事業者の意見を把握し、有資格者の育成及び適切で安全なアスベスト対策を実施していく。

郵便番号
住所
事業者名

整理番号：

区内施工業者の皆様のお声をお聞かせください

～アスベスト対策に関するアンケート～

アスベスト規制法令が改正され、木造住宅解体や小規模リフォーム工事でも、以下に示すようなアスベスト対策が必要となりました。

- ・ 解体・改修工事に着手する前に、アスベストの有無を調査する。
(令和5年10月1日からは有資格者による調査が必要)
- ・ アスベストの有無に関わらず、アスベスト調査の結果を発注者に書面で報告し、工事現場の見えやすい場所に調査結果の概要を掲示する。
- ・ 一定規模以上の解体・改修工事の場合、アスベストの有無に関わらず、調査結果を専用 Web サイトに報告する。

適切なアスベスト対策を進めるため、施工業者の皆様の実況についてのアンケートにご協力ください。

(アンケート回答方法)

右のQRコードから、回答フォームに接続できます。

ネット環境をお持ちでない方は、裏面のアンケートにご記入の上、区にFAXしてください。

(回答期間)

令和4年5月27日まで

QRコード

回答フォーム

URL

解体・改修工事のアスベスト規制担当部署 (ご相談もお気軽にどうぞ!)

足立区環境部生活環境保全課 アスベスト対策係

電話：03-3880-8041 (直通)

FAX：03-3880-5604

E-mail：kankyo-hozen@city.adachi.tokyo.jp



足立区ホームページ

(アスベスト対策)

整理番号：

アスベスト対策に関する対応状況アンケート

事業者名 《名称》

電話番号（ご記入ください）

1 御社は、解体・改修工事の元請業者になることがありますか？

ある ・ ない

2 御社の従業員で、下記の資格をお持ちの方は何名おられますか？

特定石綿含有建材調査者 (名)

一般石綿含有建材調査者 (名)

一戸建て等石綿含有建材調査者 (名)

日本アスベスト調査診断協会登録者 (名)

3 2でお答えいただいた方のほかに、令和5年10月1日までに、何名程度の資格取得を予定していますか？（資格の種別は問いません）

() 名程度の取得を予定 ・ 取得予定なし

4 アスベスト規制の法令が改正され、令和5年にかけて段階的にアスベスト規制が強化されていきます。以下の規制内容をご存じですか？

該当するほうに○を付けてください。

元請業者に対する主な規制内容	知っている	知らない
延床面積または請負金額が一定以上の場合にはアスベストの有無に関わらず、調査の結果を専用Webサイトに入力して報告する。		
アスベストの有無に関わらず、調査結果を発注者に書面で報告する。		
スレート板等の成形板を含め、全ての石綿含有建材が規制対象になった。		
令和5年10月1日以降は、資格を持っている人でないと、アスベストの調査が行えなくなる。		
アスベストの有無に関わらず、調査結果を工事現場外部の見えやすい場所に掲示する。		
木造住宅の解体や、小規模なリフォーム工事を行うときも、着工前にアスベストの有無の調査が必要である。		

整理番号：

- 5 足立区が「産業技術・経営研修会助成」として、中小企業・個人事業主のアスベスト調査資格の取得に、講習費用の2分の1、上限5万円（各年度5回まで、各回上限5万円まで）の助成をしていることをご存じですか？

※「産業技術・経営研修会助成」の詳細は、足立区HPをご覧くださいか、足立区企業経営支援課就労・雇用支援係（電話 03-3880-5469）までお問い合わせください。

知っている ・ 知らなかった

- 6 御社はアスベスト規制の法令改正に対応する体制は整っていますか？
準備できていないこと、ご不安なことがあれば教えてください。

(自由に記入してください)

- 7 アスベスト対策について、お困りのことがあれば○を付けてください。

<input type="checkbox"/>	アスベスト調査や対策の具体的な方法のマニュアルが欲しい。
<input type="checkbox"/>	アスベスト調査の資格を持つ専門家を紹介してほしい。
<input type="checkbox"/>	吹付け材以外（塗材など）の分析調査費用も助成してほしい。
<input type="checkbox"/>	分析調査の助成金を元請業者も申請できるようにしてほしい。
<input type="checkbox"/>	足立区内でアスベスト調査の資格講習を開催してほしい。
<input type="checkbox"/>	不適切な工事をしている業者を取り締まってほしい。
<input type="checkbox"/>	アスベスト対策が必要なことを、区民に広く広報してほしい。

(その他 自由に記入してください)

質問は以上です。アンケートは以下の番号にFAXしてください。

ご協力いただき、ありがとうございました。

FAX番号：03-3880-5604